

和歌山県と県内全30市町村は、 平成30年度から 個人住民税の特別徴収を徹底します。

- 特別徴収未実施の事業主の方を原則として特別徴収義務者に指定させていただきます。
- 既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収していただきます。
- 従業員の方の普通徴収への切替理由が要件を満たさない場合、今後、事業主の方に指定予告通知等を送付させていただきます。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業所）

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者。

ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。
給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、
給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

- 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）

普通徴収該当者がおられる場合・・・

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に略号を記載願います。

※要件に該当する場合は、申し出により普通徴収を当面認めますので、給与支払報告書と併せて「普通徴収切替理由書」により、届け出てください。

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）
平成 年 月 日

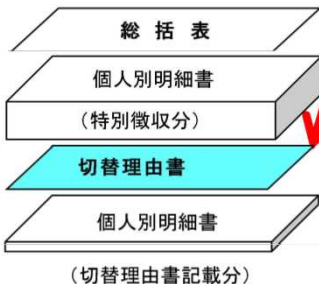
市町村長 へ

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人

<提出時の綴り方>



<給与支払報告書個人別明細書 抜粋>

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の有無	控除対象扶養親族の有無	障害者の控除(本人を除く)	社会保険料等の金額
(欄外) 住宅借入金等特別控除可能額	円			
居住開始年月日				
氏名				
年齢				
職業				
収入				
所得				
控除額				
退職年月日				

該当する略号を必ず記入してください。

Q 平成27年3月31日退職予定

乙欄摘要又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。

※ エルタックスを利用される場合は、該当する普通徴収への切替理由の略号(a)~(d)のいずれかを摘要欄に入力するとともに、普通徴収欄にチェックを入れてください。その場合、市町村への普通徴収切替理由書（紙）の提出は不要です。

詳しくは、和歌山県ホームページをご覧ください。

給与支払報告書等の提出は
電子申告をご利用ください

